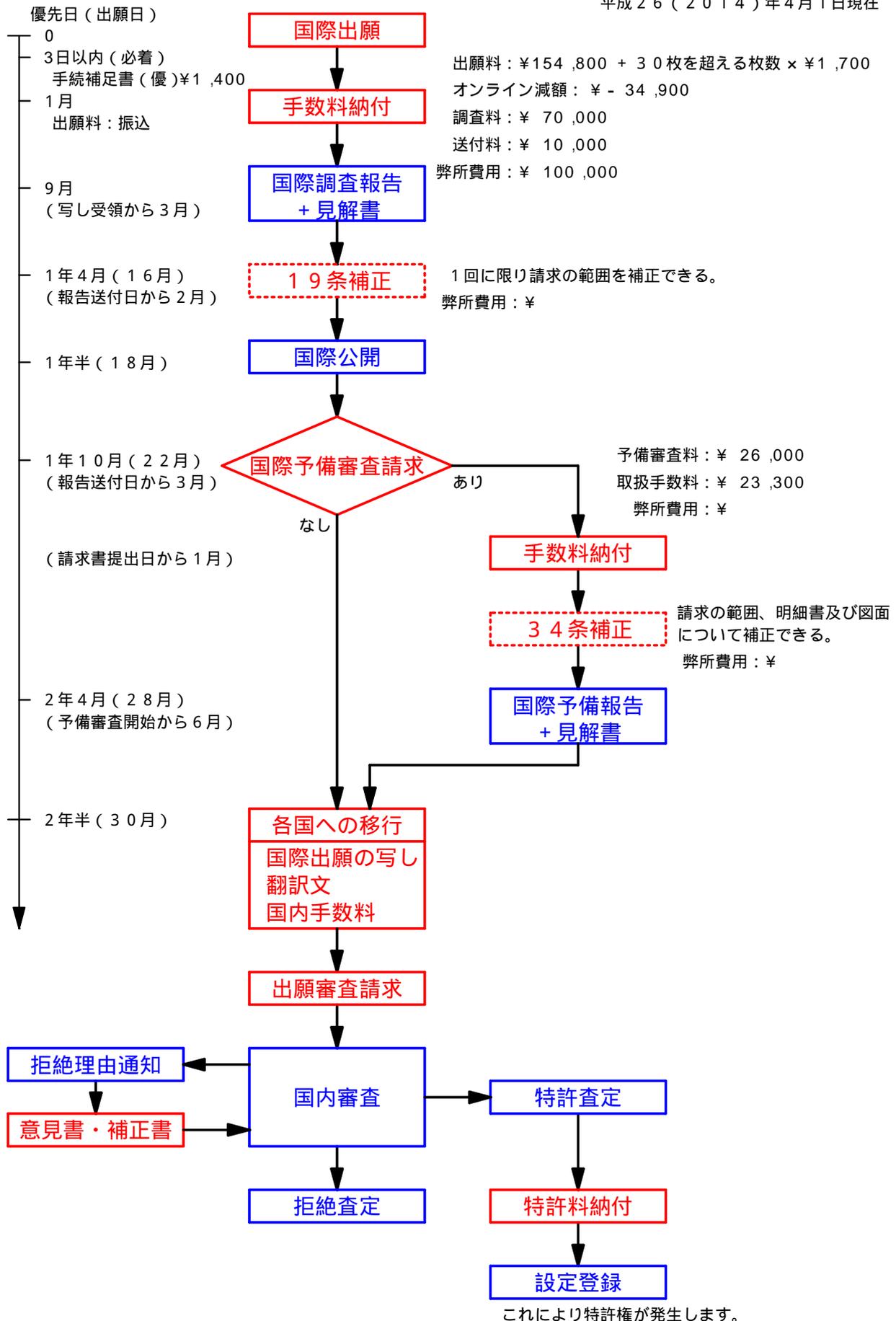


# PCTを用いた外国特許を取得するまでの手続の流れ（概略）

（ P C T : Patent Cooperation Treaty 特許協力条約 ）

平成26（2014）年4月1日現在



青枠： 国際事務局、国際調査機関、国際予備審査機関および特許庁等の手続です。

赤枠： 出願人の手続です。この手続には費用が発生します。国際出願手数料は改正されることがあります。